

エコアクション 21

環境経営レポート

運用期間 令和6年6月～令和7年5月



有限会社ティーアイコーポレーション

発行日 令和7年6月30日

環境経営レポート

目次

1. 組織の概要	2
2. 対象範囲（認証・登録範囲）、レポートの対象期間	3
3. 許可取得の内容	3
4. 処理工程図	7
5. 施設の概要	8
6. 処理量、廃棄物処理料金	10
7. EA21 実施体制	11
8. 役割・権限・責任	12
9. 環境経営方針	13
10. 環境経営目標	14
11. 環境経営計画	15
12. 環境経営計画の実績	16
13. 結果の評価	17
14. 次年度の取組内容	18
15. 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無	19
16. 代表者による全体評価と見直しの結果	19

1. 【組織の概要】

1) 事業者名

会社名 有限会社ティーアイコーポレーション
代表者 代表取締役 幾田 淳也

2) 所在地

本社 大分県津久見市徳浦本町2番16号
事務所 大分県津久見市大字上青江字田原3375番地3
青江車庫 大分県津久見市大字上青江字田原3375番地3
大分県津久見市大字上青江字田原3395番地4
乙見車庫 大分県臼杵市大字乙見字宮久保493番地

3) 環境経営管理責任者 連絡先

環境管理責任者 幾田 淳也
事務局担当者 幾田 由希子
連絡先 電話 0972-83-7273
FAX 0972-83-7275
メールアドレス: ti.co@tenor.ocn.ne.jp

4) 事業規模

本社・事業部 13 名

	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
売上高(百万円)	382	389	372	341	305	283

	本社	青江車庫	乙見車庫
延べ面積(㎡)	51.48	1,094	1,223

事業年度 6月1日～5月31日まで

会社設立の年月日 平成7年9月18日

資本金 1000 万円

2. 【対象範囲（認証・登録範囲）、レポートの対象期間】

1) 認証・登録範囲

- ・産業廃棄物収集運搬業
- ・一般廃棄物収集運搬業

対象活動は、全組織、全従業員を認証・登録範囲とする。

環境経営レポートの対象期間

対象期間：令和6年6月1日～令和7年5月31日

3. 【取得許可の内容】

☐ 産業廃棄物収集運搬業許可取得の概要

大分県	産業廃棄物収集運搬業	04404036571
	特別管理産業廃棄物収集運搬業	04454036571
福岡県	産業廃棄物収集運搬業	04000036571
	特別管理産業廃棄物収集運搬業	04050036571
熊本県	産業廃棄物収集運搬業	04305036571
	特別管理産業廃棄物収集運搬業	04355036571
佐賀県	産業廃棄物収集運搬業	04103036571
長崎県	産業廃棄物収集運搬業	04200036571
宮崎県	産業廃棄物収集運搬業	04508036571
山口県	産業廃棄物収集運搬業	03500036571
鹿児島県	産業廃棄物収集運搬業	04604036571

☐ 一般廃棄物収集運搬業許可取得の概要

津久見市	一般廃棄物収集運搬業	
------	------------	--

□許可の内容

大分県 産業廃棄物収集運搬

許可番号	04404036571
積替え・保管	積替保管を含まない。
事業の範囲 産業廃棄物の種類	廃プラスチック類(廃プリント配線板、廃容器包装)、ゴムくず、金属くず(廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極で不要物である物、鉛製の管又は板であって不要物ある物、廃容器包装)、ガラスくず等(廃ブラウン管〔側面部に限る〕、廃石膏ボード、廃容器包装)、がれき類、鋳さい、木くず、燃え殻、汚泥(有機、無機)廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、繊維くず、動植物性残さ、ばいじん、13号廃棄物(以上17種類ただし、上記以外の非安定型産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物を除く。)(石綿含有産業廃棄物を含む。)(水銀使用製品産業廃棄物を含み、水銀含有ばいじん等を含まない。)
許可年月日	令和3年2月7日
許可有効期限	令和8年2月6日

大分県 特別管理産業廃棄物収集運搬

許可番号	04454036571
積替え・保管	積替保管を含まない。
事業の範囲 産業廃棄物の種類	廃油、廃酸、廃アルカリ、ばいじん、汚泥、鋳さい、燃え殻、廃石綿等
許可年月日	令和5年6月26日
許可有効期限	令和10年6月25日

福岡県 産業廃棄物収集運搬

許可番号	04000036571
積替え・保管	積替保管を含まない。
事業の範囲 産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等(以上3品目については自動車等破碎物を除く。)、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、鋳さい、がれき類、ばいじん、政令第2条13号廃棄物(廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず等、がれき類については石綿含有産業廃棄物を含む。) 以上17品目
許可年月日	令和4年5月13日
許可有効期限	令和9年5月12日

福岡県 特別管理産業廃棄物収集運搬

許可番号	04050036571
積替え・保管	積替え保管を行わない。
事業の範囲 産業廃棄物の種類	廃油、廃酸、廃アルカリ、ばいじん、汚泥、鉍さい、燃え殻、廃石綿等
許可年月日	令和 5 年 6 月 13 日
許可有効期限	令和 10 年 6 月 12 日

熊本県 産業廃棄物収集運搬

許可番号	04305036571
積替え・保管	積替え・保管行為を含まない。
事業の範囲 産業廃棄物の種類	紙くず、木くずえ 鯨佐くず、観植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、及。満麟器くず、鉍さい、がれき類、ばいじん、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、13 号廃棄物(これらのうち、石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを含み、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)以下余白
許可年月日	令和 3 年 6 月 6 日
許可有効期限	令和 8 年 6 月 5 日

熊本県 特別管理産業廃棄物収集運搬

許可番号	04355036571
積替え・保管	積替え・保管行為を含まない。
事業の範囲 産業廃棄物の種類	廃油、廃酸、廃アルカリ、ばいじん、汚泥、鉍さい、燃え殻、廃石綿等
許可年月日	令和 5 年 6 月 18 日
許可有効期限	令和 10 年 6 月 17 日

佐賀県 産業廃棄物収集運搬

許可番号	04103036571
積替え・保管	積替え保管を行わない。
事業の範囲 産業廃棄物の種類	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、鋳さい、がれき類、ばいじん及び13号廃棄物並びに廃プラスチック類)、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず(自動車等破碎物を除く)、以上17種類(石綿含有産業廃棄物を含む。)
許可年月日	令和6年1月27日
許可有効期限	令和11年1月26日

長崎県 産業廃棄物収集運搬

許可番号	04200036571
積替え・保管	積替え・保管行為を含まない。
事業の範囲 産業廃棄物の種類	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん(石綿含有産業廃棄物であるものを含む。)(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。) 以上16種類
許可年月日	令和6年12月25日
許可有効期限	令和11年12月24日

長崎県 特別管理産業廃棄物収集運搬

許可番号	04250036571
積替え・保管	積替え・保管行為を含まない。
事業の範囲 産業廃棄物の種類	廃油、廃酸、廃アルカリ、ばいじん、汚泥、鋳さい、燃え殻、廃石綿等
許可年月日	令和6年4月15日
許可有効期限	令和11年4月14日

宮崎県 産業廃棄物収集運搬

	許可番号	04508036571
	積替え・保管	積替え・保管行為を含まない。
	事業の範囲 産業廃棄物の 種類	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む。)、鋳さい、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、ばいじん 以上 16 種類でこれらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)
	許可年月日	令和 5 年 2 月 6 日
	許可有効期限	令和 10 年 2 月 5 日

山口県 産業廃棄物収集運搬

許可番号	03500036571
積替え・保管	積替え保管を行わない。
事業の範囲 産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く）・陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。以上3種類）燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、鋳さい、がれき類、ばいじん、13号廃棄物 （これらは、石綿含有産業廃棄物を含み、特別管理産業廃棄物であるものを除く。） 以上 17 種類 積替え又は保管を除く
許可年月日	令和 6 年 1 月 14 日
許可有効期限	令和 11 年 1 月 13 日

鹿児島県 産業廃棄物収集運搬

許可番号	04604036571
積替え・保管	積替え保管を行わない。
事業の範囲 産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く）・陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。以上3種類）燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、鋳さい、がれき類、ばいじん、13号廃棄物 （これらは、石綿含有産業廃棄物を含み、特別管理産業廃棄物であるものを除く。） 以上17種類 積替え又は保管を除く
許可年月日	令和 4 年 4 月 18 日
許可有効期限	令和 9 年 4 月 17 日

津久見市 一般廃棄物収集運搬

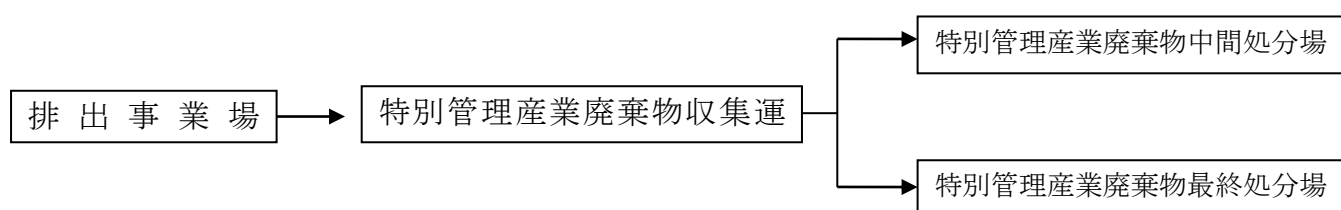
許可番号	
積替え・保管	積替え保管を行わない。
事業の範囲 産業廃棄物の種類	収集・運搬業務（ごみ）
許可年月日	令和 6 年 4 月 1 日
許可有効期限	令和 8 年 3 月 31 日

4. 【処理工程図】

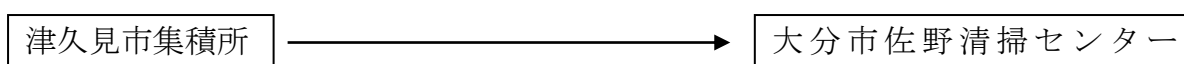
□産業廃棄物収集運搬業



□特別管理産業廃棄物収集運搬業



□一般廃棄物（可燃ごみ）収集運搬 津久見市よりの委託事業



5. 【施設の概要】

車両形式	最大積載量(kg)	保有台数
脱着装置付コンテナ専用車	6000 kg～12500 kg	8 台
ダンプ	14000 kg	2 台
キャブオーバ	14000 kg	1 台
清掃車	4750 kg	1 台
タンク車	3020 kg～11520 kg	5 台



コンテナ専用車(トラク



脱着装置付コンテナ専用車



ダンプ



キャブオーバ



清掃車



タンク車

6. 【処理量、廃棄物処理料金】

処理量

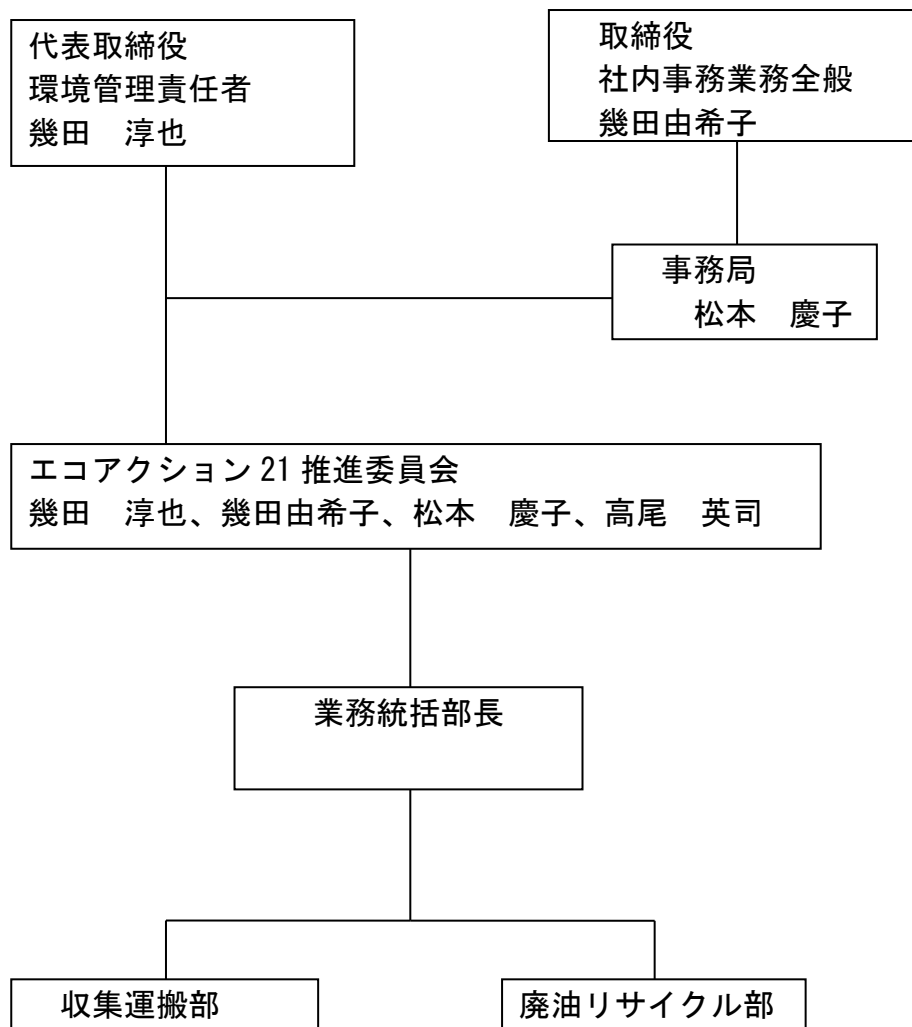
単位：トン

	29 年度 H29.6 ～H 30.5	30 年度 H30.6 ～R1.5	1 年度 R1.6～ R2.5	2 年度 R2.6～ R3.5	3 年度 R3.6～ R4.5	4 年度 R4.6～ R5.5	5 年度 R5.6～ R6.5	6 年度 R6.6～ R7.5
産業廃棄物 収集運搬量	24,356	28,164	28,177	28,242	19,540	23,111	24,403	22,450
特別管理産 産業廃棄物 収集運搬量	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし	0.43	実績なし	実績なし
一般廃棄物 (可燃物)					736	962	325.5	299
合 計	24,356	28,164	28,177	28,242	20,276	24,073	24,728	22,749

廃棄物処理料金

個別見積もりによる

7. 【E A21 実施体制】



8. 【役割・権限・責任】

	役割・権限・責任
代表者	・ 環境経営に関する統括責任者 ・ 環境経営に必要な経営資源（人・物・資金）を準備する ・ 経営の課題とチャンスを確認にする ・ 環境経営管理責任者の任命 ・ 環境経営方針を定める ・ 環境経営目標及び環境活動計画、実施体制を承認する ・ 代表者による全体の評価と見直しを実施する ・ 環境経営活動レポートの承認
環境管理責任者	・ 環境経営システムの構築、運用、管理に関する責任者 ・ 環境経営システムの運用、管理状況を代表者に報告する ・ エコアクション 21 推進委員会の責任者 ・ 環境関連法規等のとりまとめ表の承認、遵守状況チェック結果の承認 ・ 環境経営目標、環境経営活動計画、実施体制の確認 ・ 環境上の緊急事態の想定及び対応策の承認 ・ 問題点の是正及び予防処置の承認 ・ 環境経営活動レポートの確認
事務局	・ 環境経営管理責任者の補佐、エコアクション21 推進委員会の事務局 ・ 環境関連文書、記録の管理 ・ 環境活動に関する実績のとりまとめ ・ 外部環境コミュニケーションに関する窓口 ・ 環境経営活動レポートの作成
エコアクション 21 推進委員会	・ 環境経営目標、環境経営活動計画の伝達 ・ 各部門の実施状況、目標達成状況、問題点などの報告 ・ 環境活動に関する意見交換
部門長	・ 自部門における環境活動の実施 ・ 自部門における環境活動の実施、目標達成状況を委員会に報告する ・ 自部門に必要な手順書などの作成、管理 ・ 自部門の問題点の発見及び是正、予防処置を実施する
全従業員	・ 環境経営方針、環境経営目標などの理解と自らの役割を自覚する ・ 自主的、積極的に環境経営活動に参加する

9. 【環境経営方針】

環 境 経 営 方 針

《基本理念》

当社は、環境問題への取り組みが社会共通の課題であると認識し、企業の社会的、公共的使命を自覚して、本業である産業廃棄物収集運搬業を通じて生ずる環境負荷を継続的に削減し、環境経営を継続的に改善するシステムを構築し人間と自然が共生できる環境の創造と持続的発展が可能な社会づくりに貢献いたします。

《行動指針》

1. 環境関連法、規制、協定及びその他の要求事項を遵守します。
2. 適切な車両管理等による燃費の向上により、運搬車両からの排出ガス削減に努めます。
3. 廃棄物排出量削減の為、分別の徹底により適正処理と受託廃棄物の資源化リサイクルに努めます。
4. 水使用量削減に努めます。
5. 資源の有効利用の為、節約・使用量の低減に努めます。
6. グリーン購入の推進に努めます。
7. 持続可能な開発目標（SDGS）を学びとり、少しでも寄与できるよう努力します。
8. この環境経営方針は従業員全員に周知すると共に研修や教育を行い全従業員の環境保全に向けた意識の向上に努めます。

改定日：令和4年6月30日
有限会社 ティーアイコーポレーション
代表取締役社長 幾田 淳也

10. 【環境経営目標】

環境目標			単位	3 年度 R3.6 月 R4.5 月	4 年度 R4.6 月 R5.5 月	5 年度 R5.6 月 R6.5 月	6 年度 R6.6 月 R7.5 月
				(基準年度)	目 標	目 標	目 標
1	二酸化炭素総排出量の削減		kg-co2	673, 342	666, 609 基準年度 1%削減	666, 609 基準年度 1%削減	666, 609 基準年度 1%削減
	1-1	電力使用量の削減	kWh	6, 216	6, 153	6, 154	6, 154
					基準年度 1%削減	基準年度 1%削減	基準年度 1%削減
	1-2	軽油使用料の削減	ℓ	259, 872	257, 273	257, 273	257, 273
					基準年度 1%削減	基準年度 1%削減	基準年度 1%削減
2	総排水量（使用水量）の削減		m ³	115	113	113	113
					基準年度 1%削減	基準年度 1%削減	基準年度 1%削減
	グリーン購入の推進	エコマーク商品	切り替え品目数	※導入率 59%	※導入率 30%以上	※導入率 30%以上	※導入率 30%以上
4	一般廃棄物の総量の削減		kg	225	224	224	224
					基準年度 1%削減	基準年度 1%削減	基準年度 1%削減
5	生活環境保全の取り組み		—	会社周辺の清掃月に1度	会社周辺の清掃月に1度	会社周辺の清掃月に1度	会社周辺の清掃月に1度

※二酸化炭素の排出係数は、電力：0.462 kg-CO2/ kwh を適用（2022 年度 九州電力㈱）

※化学物質の使用の削減については、使用実績がないため目標を掲げない

※グリーン購入の推進は、事務用品等の購入全体に対して 30%以上をエコマーク商品等にすることを目標に掲げた。

11. 【環境経営活動計画】 令和 6 年 6 月～令和 7 年 5 月
(2024 年 6 月～2025 年 5 月)

目標課題	具体的な行動(活動)	評価	対象部門
電力消費量削減	1. 事務室、休憩室の照明は、不必要なときは、消灯	○	全部門
	2. 使用頻度が低いトイレ等の照明は、使用時のみ点灯	○	全部門
	3. パソコン、コピー機等の OA 機器は、省電力設定	○	全部門
	4. 夜間、休日は、パソコン、プリンター等の主電源を切る	○	全部門
	5. 使用していない部屋の空調は停止	○	全部門
軽油消費量削減	1. エコドライブの励行	○	業務統括部門
	2. アイドリングのストップを励行	○	業務統括部門
	3. 定期点検によりタイヤの空気圧等を適正に保つ	○	業務統括部門
	4. 高速走行の速度設定とその実行	○	業務統括部門
	5. 配車計画と搬送方法の見直し	○	業務統括部門
	6. 燃費の管理		
廃棄物排出量削減	1. 再使用又はリサイクルしやすい製品を優先的に購入	○	全部門
	2. 詰め替え可能な製品の利用修理等	○	全部門
	3. 分別回収ボックスの適正配置等により、ごみの分別	○	全部門
	4. コピー用紙の削減		
水使用量削減	1. 手洗い時、洗い物においては、節水を励行	○	全部門
	2. 洗車の場合は必要最小限にとどめる	○	業務統括部門
	3. 汚泥タンク洗浄業務の持参する水は節水を励行する	○	業務統括部門
グリーン購入の推進	1. エコマーク商品の調査	○	事務局
	2. エコマーク商品への切り替え	○	事務局
社会貢献への参加	1. 事務所、駐車場入口の清掃	○	全部門
	(原則として第 2 土曜日)		

12. 【環境経営目標の実績】

令和 6 年 6 月～令和 7 年 5 月（2024 年 6 月～2025 年 5 月）

環境目標			単位	3 年度 R3.6 月 R4.5 月	6 年度 R5.6 月 R6.5 月	6 年度 R5.6 月 R6.5 月	
				(基準年度)	目標(運用期間)	実績(運用期間)	
1	二酸化炭素総排出量の削減		kg-CO ₂	673,342	666,609 基準年度 1%削減	591,880	達成
2	2-1	電力使用量の削減	Kwh	6,216	6,154 基準年度 1%削減	5,707	達成
	2-2	軽油使用料の削減	ℓ	259,872	257,273 基準年度 1%削減	228,274	達成
3	総排水量(使用水量)の削減		m ³	115	113 基準年度 1%削減	117	未達成
4	グリーン購入の推進	エコマーク商品の切替	導入率 30%	文具等の購入全体に対し 30%以上をエコマーク商品にする。	文具等の購入全体に対し 30%以上をエコマーク商品にする。	30%	達成
5	一般廃棄物の総量の削減		kg	227	224 基準年度 1%削減	218	達成
6	生活環境保全の取り組み		-	会社周辺の清掃	会社周辺の清掃	月に 1 回を実行	達成

※二酸化炭素の排出係数は、電力：0.402 kg-CO₂/ kwh を適用（2023 年度 九州電力㈱）

※化学物質の使用の削減については、使用実績がないため目標を掲げない

13. 【結果の評価】

取組内容	取組結果とその評価
電力使用量の削減	電力消費量については、節電意識の高まりが継続され無駄な電力使用が削減された 目標値は未達成であるが、基準年度（6216 Kwh）は下回った。 目標値 6154 Kwh に対し実績は 6204_KWH となった。
軽油使用料の削減	目標値を達成した。 全車両 18 台中デジタコ装備車両は、15 台となった。 残り 3 台も順次装備する予定。 今後は、デジタコによる運行管理、エコドライブの励行などの目標を掲げていく。
総排水量（使用水量）の削減	使用水量は、清掃車を稼働させるため、毎回、水の使用が必要となり使用量が増加した。 水量については、改めて目標値を検討する必要がある。
グリーン購入の推進	年度の目標は文具の発注数のうちエコマーク商品の割合を 30%以上としている。目標は達成。常日頃から購入すべき商品については、しっかりと検討を行っていた。
一般廃棄物の総量の削減	積極的に古紙回収を利用し廃棄物として排出を迎えたが目標値には届かなかった。目標値 224 kgに対して実績 225 kgであった。
生活環境保全の取り組み	原則として月に 1 回（第 2 土曜日）、事務所・事業場に残った者で実践した。今後も無理なく継続していく。



生活環境保全の取組（月に一度の清掃活動）

14. 【次年度の取組内容】

取組内容	今後の取組	次年度の目標
電力使用量の削減	1. 事務室、休憩室の照明は、不必要なときは、消灯	ポスター等の掲示を行う。
	2. 使用頻度が低いトイレ等の照明は、使用時のみ点灯	ポスター等の掲示を行う。
	3. パソコン、コピー機等の OA 機器は、省電力設定	
	4. 夜間、休日は、パソコン、プリンター等の主電源を切る	
	5. 使用していない部屋の空調は停止	ポスター等の掲示を行う。
軽油使用料の削減	1. エコドライブの励行	津久見市の収集ルールを厳守する事。 デジタコの運転評価を利用する。
	2. アイドリングのストップを励行	デジタコの運転評価を利用する。
	3. 定期点検によりタイヤの空気圧等を適正に保つ	
	4. 高速走行の速度設定とその実行	デジタコの運転評価を利用する。
	5. 配車計画と搬送方法の見直し	デジタコの GPS 機能でルートを見直す。
一般廃棄物の総量の削減	1. 再使用又はリサイクルしやすい製品を優先的に購入	
	2. 詰め替え可能な製品の利用修理等	
	3. 分別回収ボックスの適正配置等により、ごみの分別	
総排水量(使用水量)の削減	1. 手洗い時、洗い物においては、節水を励行	ポスター等の掲示を行う。
	2. 洗車の場合は必要最小限にとどめる	
	3. 汚泥タンク洗浄業務の持参する水は節水を励行する	
生活環境保全の取り組み	1. 事務所、駐車場入口の清掃	
	(原則として第 2 土曜日)	

15.【環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無 外部からの苦情などの受付状況や対応結果】

環境関連法規等の遵守状況を確認・評価した結果、違反はありませんでした。

又、関係機関等からの指摘、利害関係者からの訴訟はありませんでした。

外部からの苦情などの受付状況や対応結果について

近隣住民や事業所からの外部からも苦情はありませんでした。

法令等の名称	当社に適用される要求事項	判定
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	産業廃棄物収集運搬業	○
	収集運搬車両の表示	○
	収集運搬車・備え付け書類	○
	産業廃棄物管理票の写しの保存	○
	産業廃棄物処理委託契約	○
	産業廃棄物処理委託契約書の保存	○
	産業廃棄物処理業者等許可の	○
	取得及び許可の更新、事業の範	○
	産業廃棄物処理業等変更の許可	○
	産業廃棄物処理業等における適正処理	○
	帳簿の作成および保存	○
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	事業系一般廃棄物の適切な管理	○
家電リサイクル法	特定家電の適切な廃棄(業務用エアコンは設置していない。	○
リサイクル法	パソコン類の適切な廃棄	○
自動車リサイクル法	廃棄自動車の適切な廃棄	○
浄化槽法	浄化槽の適切な管理	○
	水質保全	○
道路運送車両法	安全性の確保	○
	車両の点検整備	○
消防法	指定数量未満の危険物保管の取扱い	○
	消防用点検設備の点検	○
	消防訓練(防火管理者の責務)	○

16. 【代表者による全体評価と見直しの結果】

環境負荷の削減については、軽油使用量の目標値が達成できた。

軽油使用量の目標値が基準年度の4.5%削減となり目標値を達成した。

売上高の構成は、廃棄物の収集運搬業務が62.9%、廃棄物排出事業者から依頼を受けて廃棄物の管理業務（委託契約の仲介業務）仲介業務が37.1%となっており、廃棄物の収集運搬業務が増加しました。

2022年2月より持続可能な開発目標（SDGs）宣言を行っております。

SDGsの達成に向けた取り組みとして「温暖化防止への貢献」でも軽油使用量の削減（デジタコによる）運行管理、エコドライブの励行などの目標を掲げております。

導入したデジタコも全車両18台中15台となり積極的に活用し、意識を高めてエコドライブ、ルートの再確認を改めてお願いします。

エコアクションの21の審査も今回で11回目となります。改めて初心の気持ちに帰って新鮮な気持ちで環境負荷の削減に取り組まれてください。

持続可能な開発目標（SDGs）の趣旨を従業員一人一人が学びとり会社にマッチした目標を掲げることができるよう全員でもう一步レベルを上げていけることを期待しています。

環境レポートに掲げた環境経営方針・目標・計画・システム・計画実施体制の推進については、今後も継続いたします。

17. 【代表者による実施体制の見直し】

今後、従業員一人一人が持続可能な開発目標（SDGs）を学びとり、少しでも寄与できるよう努力することが必要だと考えます。

令和7年6月30日

有限会社ティーアイコーポレーション SDGs宣言

当社は国連が提唱する「持続可能な開発目標（SDGs）」に賛同し、持続可能な社会の実現に向けた積極的な取組みを行ってまいります。

2022年2月8日
有限会社ティーアイコーポレーション
代表取締役 幾田 淳也

SDGsの達成に向けた取組み

循環型社会への貢献

本業である産業廃棄物収集運搬業を通じて、人間と自然が共生できる環境の創造と持続的発展が可能な循環型社会づくりに貢献してまいります。

【具体的な取組み】

- ・環境マネジメントシステム「エコアクション2.1」認証取得
- ・法令遵守の徹底
- ・廃棄物の分別徹底と資源化リサイクルの推進
- ・エコマーク商品の積極利用



温暖化防止への貢献

適切な車両管理による燃費の向上や省エネルギーな取組みを実践することで、二酸化炭素排出量を削減し、地球温暖化防止に努めてまいります。

【具体的な取組み】

- ・二酸化炭素総排出量の削減
- ・使用水量の削減
- ・電力使用量の削減（省エネ空調の導入、照明のLED化など）
- ・軽油使用量の削減（デジタコによる運行管理、エコドライブの励行など）



働きがいのある職場づくり

環境などに関する社内教育を徹底するとともに、自主的、積極的に仕事に取り組める環境を整えることで、働きがいのある職場づくりに努めてまいります。

【具体的な取組み】

- ・社内教育や研修による環境方針の周知
- ・労働安全講習会開催による労災防止の徹底
- ・産休や育休、有休の取得推奨
- ・同一労働同一賃金に向けた取組み



地域社会への貢献

企業の社会的、公共的使命を自覚して、地域社会に配慮した取組みを推進することで、持続可能な地域社会の実現に貢献してまいります。

【具体的な取組み】

- ・会社周辺の清掃活動
- ・地元人材の積極採用
- ・地元学生の職場見学受入れ
- ・地域の花火大会や青少年スポーツ団体への協賛
- ・自然災害時の地域復興支援



SDGsとは

SDGsとは、Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称で、2015年9月に国連で採択された2030年までの国際目標。「地球上の誰一人取り残さない」をスローガンに、持続可能な社会の実現を目指しており、経済・社会・環境などの分野で17の目標と169のターゲットで構成されています。